

第 5 2 5 回（定例）福崎町議会会議録

令和 8 年 6 月 9 日（火）
午前 9 時 3 0 分 開 議

○令和 8 年 6 月 9 日、第 5 2 5 回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 1 4 名

1 番	中 田 貴 子	8 番	田 中 康 智
2 番	牛 尾 成 利	9 番	住 谷 庸 子
3 番	牛 尾 雅 一	1 0 番	北 山 智 恵
4 番	大 住 文 子	1 1 番	前 川 裕 量
5 番	三 輪 一 朝	1 2 番	城 谷 英 之
6 番	吉 高 平 記	1 3 番	植 岡 茂 和
7 番	小 林 博	1 4 番	竹 本 繁 夫

○欠席議員（な し）

○事務局より出席した職員

事 務 局 長 澤 田 和 也 主 査 阿 保 佑 夏

○説明のため出席した職員

町 長 尾 崎 吉 晴	副 町 長 近 藤 博 之
教 育 長 千 家 利 久	町参事兼総務課長 岩 木 秀 人
企 画 財 政 課 長 蔭 谷 秀 樹	税 務 課 長 岡 本 昌 文
町参事兼地域振興課長 成 田 邦 造	住 民 生 活 課 長 山 本 克 典
町参事兼福祉課長 小 幡 伸 一	ほけん年金課長 西 村 由 紀 子
農 林 振 興 課 長 山 下 勝 功	まちづくり課長 増 山 剛
上 下 水 道 課 長 橋 本 繁 樹	会 計 管 理 者 石 川 博 憲
学 校 教 育 課 長 吉 高 美 鈴	社 会 教 育 課 長 森 公 宏

○議事日程

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 5 委員会付託

○本日の会議に付した事件

- 第 1 閉会中の継続調査報告
- 第 2 質疑
- 第 3 討論・採決
- 第 4 選挙管理委員及び補充員の選挙
- 第 5 委員会付託

開 議

議

長 皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は１４名でございます。
定足数に達しております。

日程第１ 閉会中の継続調査報告

議

長 それでは、これより本日の日程に入ります。
本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。
日程第１は、閉会中の継続調査報告であります。
各委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、吉高委員長。

吉高総務文教
常任委員長

皆さん、おはようございます。
総務文教常任委員会から議会閉会中の継続調査について報告いたします。
委員会は、去る４月２１日及び５月１９日の２回実施しました。
委員会では、所管の担当課から報告を受け、委員会として所管事務の調査を行いました。調査の結果につきましては、配付されております委員会調査報告書のとおりですので、質疑において主なところを補足いたします。
４月２１日です。

総務課の行政懇談会について、委員から「令和７年度の実績では参加者が少ないのでは。令和８年度は町の財政とか消防署の建て替え建設とか、ごみ処理場建設関係などで住民の方の関心が高いと思うが、参加者増加のための方策は検討しているのか」との問いがあり、総務課長の答弁は「４月２８日の区長会の総会で改めてお願いをしてみたい。また、過去、令和３年度、４年度にも実施していて、そのときは基本的には各集落での開催で人権研修と同じ日の開催ということをしてきたが、今回は行政懇談会だけを単独で開催することも可能で、実際それらも多く開催されています。単独の場合、人数面ではちょっと少ないですが、４年前と比べて充実した行政懇談会になっていると感じています」との答弁がありました。

委員から行政側の説明に対する住民の反応とか要望についての質疑があり、尾崎町長からは「行政懇談会に来ておられる方というのは、やっぱり関心のある方が多いと思うので、しっかりと聞いていただいていると思います。また、地区の最大５項目以内の要望、意見については、関心が高いのかなという印象です。住民の皆さんは町の行政にはある一定の信頼度を置いていただいていると思っております。ですから、町が大きな重点事業をやっている、そして行政改革もすぐ進めている、５年以内にちゃんと収支を均衡させますと話していることは、私は一定のご理解をいただいているのではないかと思います」との答弁でした。

総務課のカスタマーハラスメントの実態調査についてです。

複数の委員から「正規職員１３９名中、回答者が６５名で４７％、回答率としては少ないのではないのか。職員の関心が低いのか、諦めて回答していないのか、期待感がないのでは」等々の質疑応答があり、スマホを使ったアンケートシステムの内容の是非、またアンケートを６月のカスハラ条例制定に向けてどう生かしていくのかなどについての質疑がありました。

次、企画財政課の第７次行政改革大綱及び実施計画の策定について、委員から

「9月か10月頃に第6次の最終的な振り返りと、第7次の第1回目の中間の進捗管理をしたい」との提案がありました。第7次は半年でどこまで成果が出ているかということもありますが、プロセスの進捗管理は大事な一つのキーになるので、午前中は通常の総務文教常任委員会で、午後は行革の振り返りという形で進めてはどうかとの提案でした。

次、学校教育課の令和8年度福崎町教育の努力目標についてです。

委員から「就学前保育・教育の充実で、適切な初期対応を含め、危機管理意識をさらに高めるとして、安全・安心な保育体制をさらに構築するとありますが、どのようなことを想定しているのか」との質疑があり、学校教育課長の答弁は「例えば不審者対応で、令和7年度においても私立園を含めて警察の方を招いて講習会をしました。こういったことを引き続きやっていきたい。また、送迎のない時間の園の鍵の開閉を徹底して行っていきたい。さらに、子どもの出欠報告のない家庭への電話連絡、確認などを徹底していききたいと思っています」とのことでした。

社会教育課の施設予約システムの導入についてです。

委員から「福崎町の公共施設で、会館の予約など全てを対象にしたシステムということですが、課長が変わっても従来からの問題点、課題をしっかりと引き継いで進めてもらいたい」との提言があり、副町長から「もちろんそうです。エルデホールだけでなく、ほかでもこれまでいろいろとご指摘をいただいております、それらを含めて、令和8年度からはすぐ見直しを進めています」とのことでした。

次、5月19日です。

総務課の福崎町カスタマーハラスメント防止条例の概要について、委員から条例でのカスハラ保護の対象について質疑がありました。総務課長の答弁は「国の指針に基づき、福崎町の業務に従事する全ての方が対象としているが、住民の代表である議会を含めるのは難しいとの判断である」とのことでした。

学校教育課の遠野市との交流事業についてです。

委員から「毎年200万円で過去7年間、今年は7回目ですが、それを迎えるとのことで、過去の参加者に、例えばその体験が、その後の考え方や町政にとって生かされているのかという視点でアンケートをしてみてもどうか」という提案がありました。学校教育課長からは「聞ける範囲で何人かピックアップして聞いてみたいと思います」との答弁がありました。また、尾崎町長から「そういう振り返りを工夫して、今後の取組に生かしていくことは大事なことでと思います」との答弁がありました。

学校教育課のその他の項目で、委員から西中での問題が今年になって改善されてきている理由について質疑があり、教育長から「まず人事異動。やはり指導力のある教員を郡内の異動によって集めて、そういったことを進めていっているということ。2つ目は、学校とのすり合わせによって、今の2年生は1年のときは2クラス、人数的に標準学級から2クラスであったところを、今年は20人で3クラスに分けたということで、目が行き届きやすくなり、いろんな課題を持つ生徒が分散して、その効果があったかなというふうに思っています。3点目は、昨年度から毎日オープンスクールということで、この地域の皆様に本当にお世話になって見に来ていただいています。これはやはり生徒のほうもいろんな方に見守られているという意識があり、やはりそういったことが関係しているのかと推測しています」との答弁がありました。

委員から生徒の部活動や対外試合での町外の市町に行く場合の手段について質

疑があり、学校教育課長から「テレビニュースでの事故のレンタカーであるとか顧問が運転する車に生徒を乗せるというようなことは、今のところ福崎町では行っていません。顧問が自分の車で送っていくようなことは10年ほど前からもう禁止しております。顧問は何か練習試合、郊外に行くときは、実施日、場所、時間、引率方法などを事前に学校長の承認を得ることで、教育委員会にも実施届を出されています。移動手段は自転車や公共交通機関、貸切りバス、もし保護者送迎の場合は自分の子どもに限るということをしています」との答弁がありました。

以上で、議会閉会中の継続調査の報告を終わります。

議長 次、民生まちづくり常任委員会、三輪委員長。

三輪民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会から議会閉会中の所管事務調査について報告いたします。

議会閉会中の4月22日及び5月20日に委員会を開催しております。特筆すべき部分を述べさせていただき、委員会報告とさせていただきます。

まず、4月22日の委員会です。

地域振興課から、ふるさと応援寄附金について報告がございました。令和7年度の寄附は前年度比563件増となる5,889件、寄附額は478万円増となる1億1,811万円余となり、前年度に引き続き1億円を超えております。今後のふるさと応援寄附金の取組についてですが、寄附額の35%程度を占めているマンダム製品について、国内工場が福崎町にのみ立地しているということからも、寄附増強策に努めたいということ。このほか、マンダム製品以外においても、多方面にわたって寄附額拡充に向けた活動を行う予定とのこと。一方、米不足により期待していた米は、想定を下回る寄附額となったことから、都市圏向けのPRを進めるなどの対策を実施したいということ。また、企業版ふるさと応援寄附金については、工業団地内企業の往訪を開始したこともあって、計18社、1,760万円の寄附があり、TOPPANパッケージプロダクツからの寄附により、給食センター配送車を更新できたとのこと。本年度も各企業を往訪する計画とのこと。

次、まちづくり課です。

3月末に閉鎖した福崎駅前東駐車場に代わって、旧の福崎駅前西駐車場を4月1日から利用2時間まで無料とすることとしていましたが、駐車料金精算機のシステム変更手続に不備があり、料金を徴収していたとのこと。このシステム変更が4月23日に完了するまでの間で、利用者から返金の申入れは計7件、1,100円であったとのこと。課として再発防止に努めるとのこと。

2つ目は、福崎町制70周年を記念し、100年企業である株式会社マルフクから福崎駅前交通広場の植栽に石の彫刻が寄贈されたとのこと。

次、住民生活課です。

公害防止協定に基づく協議は3件で、委員会ではそれぞれ了承することといたしました。

1件目は、福伸電機株式会社福崎工場です。「電池ケース生産ライン導入工事」についてです。2件目、石塚王子ペーパーパッケージング株式会社です。こちらは「空調機更新工事」です。3件目、大地化成株式会社は、「粉碎機設置工事」についてです。

次に、報告事項です。全国的なトラックのドライバー不足から、町内の各店舗で販売しているごみ袋の入荷が遅延し、一時的に品薄、品切れとなったとする

説明がありました。以降は、問題は鎮静化しているとのことであります。

次、福祉課です。

在宅重度障害者入浴サービス実施事業要綱を一部改正し、在宅で生活する18歳までの重度障害児の入浴支援の充実を図るため、4月1日から週1回以内の利用制限を撤廃するとの説明がございました。障害児には、成人に設定のある施設入浴サービスが存在しない上に、身体の成長により、家庭における入浴は介助者の身体的負担が大きいことなどが変更の事由です。委員から「事前の説明が3月予算設定時にあるべきではないのか」という忠言がございました。

次、ほけん年金課です。

RSウイルス感染症に係る母子免疫ワクチンが、4月1日から無料接種化されたとのことです。2歳までにはほぼ全ての乳幼児が一度は感染するとされ、発熱、鼻水、せきなどが出現しますが、根本的な治療方法はないことから、ワクチン接種が有用であるとのことでございました。

2点目は、公費負担医療制度が適用される場合の医療制度の変更について説明がございました。現制度では、まず医療保険による給付がなされ、次に公費負担制度の適用による助成を除いた部分、これが自己負担となっています。令和8年7月からは、この自己負担額のうち、一部を県の福祉医療の助成が適用されることに変更されました。このことで自己負担額が軽減されるほか、利用者の利便性向上も期待できるものであるとのことです。なお、本制度変更においては、仕組み上、本町の福祉医療費助成条例の改正が必要となっており、本6月定例会において議案を提出する予定との説明がございました。

次、5月20日の委員会についてです。

農林振興課から福崎町農業振興地域整備計画の変更について説明がございました。公共転用、特別指定区域への設定などにより、農用地区域からの除外が8万7,000平方メートル余あり、最終的に公告の手続を行うとのことです。福崎町における農業の活性化については、担い手農家、営農組合ともに高齢化し、後継者不足もあって、現況を抜本的に改善するには非常に難しいと考えているとの答弁がありました。

次、まちづくり課です。

中播消防署本署建設工事は、工事着手を6月中旬に予定しているが、物価高騰によるインフレがあったことから、工事請負業者から残工事部分の変更契約に係る申入れがあり、本6月定例会に変更契約議案を提出する予定であるとの説明がございました。国交省の指針に基づき、インフレ部分の1%相当額は工事請負業者負担となり、1%を超える部分が福崎町負担の変更契約となること。また、中播消防署本署建替事業造成工事においては、設計業者のミスにより、サービス管とされるパイプの埋設深度の誤りがあったことが原因で、下水道管を損傷させたとの説明がありました。設計業者のミスによる工事費等の増加部分は、設計業者の負担とするとのことであります。

次、住民生活課です。

公害防止協定に基づく協議は2件で、委員会ではそれぞれ了承することといたしました。1件目のサミットスチール株式会社は「コンプレッサー更新工事」です。2件目の大地化成株式会社は「フロー合成装置設置工事」です。

次、福祉課です。

養護老人ホーム「福寿園」の今後についての説明がございました。

その中の現況についてまず説明がございました。昭和33年に開設され、昭和54年に現建屋となって47年が経過し、大規模修繕が必要となっていること、

入所定員５０名に対して現在の入所３５名であること、また二人部屋であることから不人気であること、また本町の施設以外の内容ですが、全国的にも入所者数の減少傾向にあることです。この福寿園は令和６年度から赤字で、福崎町の一般会計から年１，０００万円以上を充当していること、また今後の職員人件費、諸物価上昇等による赤字の継続、赤字の増大が想定されること、そして福崎町の財政状況では、施設の建て替えの財源確保が困難であることなどの説明がございました。よって、自治体単独で養護老人ホーム事業を継続することは困難であるとして、令和１１年３月３１日をもって同施設を廃止したいとする説明がございました。

今後想定される事項といたしましては、入所者への説明、新規入所の受入れ停止、入所者の他施設への移転に係る諸調整、また地元自治会への説明、跡地利用の検討などがあるほか、令和９年３月議会において、福崎町養護老人ホーム福寿園設置条例の廃止議案の提出を予定したいとのことであります。委員から「赤字部分を福寿園入所者の住所地である自治体に負担願えないのか」との問いがあり、「負担いただくことはできない」との答弁がありました。また、「昨年度の行政改革に係る検討において、議会側に本情報を開示せずに、このたびの開示となったこと」についての説明を求める趣旨の問いについて、「広く町民が利用する公共施設でなく、特定の方が利用する施設であること。また本件に係る昨年的一般質問において、廃止に向けて検討する趣旨の答弁をしていたことで理解願いたい」とする趣旨の答弁がございました。また、同園設置当初の、他自治体による負担について精査を求める意見がございました。

次、厚生労働省から「老人保護措置費における介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る施設事務費支弁基準額の改定」について連絡があり、福崎町養護老人ホーム福寿園の入所者が住所を置く自治体から本町への措置費収入が、同改定によって年５００万円程度増加が見込めるとのことです。

次、ほけん年金課です。

国民健康保険事業の令和７年度決算見込みの説明がありました。収支は、県からの普通交付金１，０９３万円余を令和８年度に返還すると、実質２，１２４万円余の残額が見込まれること。また、令和８年度当初の保有高見込みは、９，６６７万円を見込んでいるとのことです。

次、地域振興課です。

旧中小企業大学校関西校の不動産売却についてです。

入札参加希望が３者あり、施設の利用に係る企画提案審査には、本町、商工会が共に審査員に加わり、審査通過者を決定した後、６月１０日に価格競争入札を行い、落札者が決定すること。そして物件の引渡しは７月上旬を予定していることの説明がございました。なお、立地場所が調整区域となることに併せて空家特区制度の適用となることから、現存の建屋を利用する事業が想定されることとあります。

以上で、議会閉会中の所管事務調査報告を終わります。

議長 次、議会広報常任委員会、田中委員長。

田中議会広報 失礼をいたします。

常任委員長 議会広報常任委員会から議会閉会中の継続調査について報告いたします。

委員会は３月２６日、４月９日、４月１７日、４月２４日の４回開きました。委員会では、議会だより１７８号の内容について編集を行いました。今後も引き続き、町民の皆様へ町への愛着を深めていただくことを目標とした表紙構成に努めました。また、紙面の構成では、写真や図表を積極的に挿入して、関心

を持ってご覧いただける紙面づくりに努めてまいりました。

以上で、議会広報常任委員会の継続調査報告を終わります。

議長 次、議会運営委員会、前川委員長。

前川議会 議会運営委員会から閉会中の所管事務調査報告を行います。

運営委員長 委員会は、4月2日、5月29日の2日間行いました。

4月2日においては、第524回3月定例会の反省と課題について検討協議をいたしました。

5月24日においては、第525回6月定例会の運営について協議し、会期は6月5日金曜日から6月22日月曜日までの18日間とすることを確認いたしました。また、福崎町選挙管理委員及び同補充員の選挙について協議し、全員協議会において補充員の順位を協議し、本会議2日目に選挙を行うことを確認いたしました。

以上で、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査報告といたします。

議長 以上で、各委員会からの閉会中の継続調査報告を終わります。

日程第2 質疑

議長 日程第2は、議案に対する質疑であります。

議案番号順に進めてまいりますが、議案によっては複数で質疑を受ける場合もございますので、あらかじめご了承ください。

なお、議案第36号から議案第52号、議案第61号及び議案第62号については、本日全ての議案に対する質疑を終了した時点でお諮りして、即決したいと思っておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、報告第2号、令和7年度福崎町一般会計予算繰越明許費にかかる繰越計算書の報告について、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第3号、令和7年度福崎町水道事業会計予算繰越計算書の報告について、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、報告第4号、令和7年度福崎町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について、質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第36号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありますか。

7番 この内容はですね、既に専決をされておるわけでありましたが、どの部分が福崎町に主に関係する、町民に関係する部分であるのかないのかという部分と、それから、周知の徹底はどのようにされておるのかについてお聞かせいただければと思います。

税務課長 福崎町にとって大きな影響のあるところで申し上げますと、軽自動車税の環境性能割ってというのがなくなるということが一つ大きなことでございます。

2つ目としましては、税制改正ではございませんが、納期の改正についてですね、近隣のほうでは納期が以前から1日からというようなことでされておりました。福崎町ではこれまで集合税を、令和2年度まで集合税という形を取って

おりましたので、その流れを受けまして、納期が１６日からというような変則的な納期になってございまして、提案説明のときにも申し上げましたように、送達に日数がかかり、納期が一定程度確保できないというような状況がございましたので、それをよくするために今回の納期の改正をさせていただいております。

それと、改正における周知に関してですけれども、固定資産税の免税点とかは令和９年度から改正が適用される予定でございますので、それまでの間に周知をしてまいりたいと考えております。

以上です。

7 番 町民からのですね、申請に基づくものというふうなものはあるのでしょうか。
税 務 課 長 特に申請に関するようなことはございません。あえて言いますと、その他の改正項目で、２つ目ですかね、上位法改正に伴い、個人町民税に係る公的年金等の受給者の扶養親族等申告書の見直しということで、これまで届出が必要な部分が、基準が下がって、申告しないでもいいようなことになるような改正がございまして。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第３７号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第３８号、中播公平委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第３９号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４０号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４１号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４２号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４３号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４４号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありません

か。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４５号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４６号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４７号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４８号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第４９号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第５０号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第５１号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第５２号、福崎町農業委員会委員の任命について、質疑はありませんか。

7 番 全体を通してなんですが、定数ですが、この定数の基準はですね、どのようになっているのでしょうか。福崎町のようにですね、農地面積がずっと変化をしてくるようなところ等ですね、農業者、農地面積は変化してまいります、これらは定数にどういう基準になれば反映されるのかについてお聞かせいただきたいと思います。

農林振興課長 この農業委員会につきましては、市町村に１つ設置ということは義務づけられておりまして、定数につきましては、面積等になく、市町村で決定というふうにお聞きしております。

7 番 法律ではですね、政令に示すような農地面積あるいは農業者数等、それらを基準にしての、で、条例で定数を定めるというふうな項目になっておったと思うんですが、それでお聞きをしたところです。

農林振興課長 例えば、農地面積が著しく小さいところでは、県では２００ヘクタール以下などでは置かないことができるのか、あと、逆に面積が著しく大きいところにつ

いては、市町村の区域を2つに分けてその区域に農業委員会を置くことができるということは決まっておりますが、定数については各市町村でということだと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第53号、福崎町カスタマーハラスメント防止条例の制定について、質疑はありませんか。

8 番 このたびの新条例についてちょっと何件か質問させてください。

新条例のですね、第1条の目的でですね、町職員の安全及び健康を確保する、そして公務の円滑かつ適正な執行と公平な行政の実現を図る、この2つの目的をですね、上げてらっしゃる。この2つが実現されること、これに対して私は完全に同意をするところなんです、その前提でですね、ちょっとお問合せをしたいのが、国がですね、いわゆる改正労働施策総合推進法、これがですね、令和8年10月1日までに全ての事業主に求めている内容というのが、労働法にいうところの労働者の就業環境を整える、この範囲のこととしてですね、カスハラ防止のために事業主が講じる措置、これを定めて確実に運用すること、こういったことを国は求めています。このたびの新条例は国が示すカスハラ対策の指針に上げている措置の内容ですね、こういったものを踏襲する形で条文が構成されておるんですが、この新条例を制定することによって、国が求めている事業主に課せられた措置を定めるとか、措置を確実に運用するということの、この一部ではあったとしても、全体ではないというふうに私は考えるんですが、この辺りのご認識、よろしくお願ひいたします。

町 長 議員のご指摘のとおりだと考えております。このたびの条例制定にあたっての私どもの考え方といたしましては、総務課長が提案説明で申し上げましたが、労働施策総合推進法の改正で、事業主に義務化されたカスハラ対策をマニュアルだけでなく、核となる部分は条例、規則にして周知をしながら、そして今後策定するマニュアルも含めて一体的に対策を行おうとしているものでございます。

8 番 先ほどのご答弁ですね、事業主の責務としてのカスハラ対策のための措置、これの具体化というものはですね、条例の施行日が本年の10月1日になってございます。それまでに、例えば内規をですね、内部の規律、内規を整備するというような、こういうふうな趣旨で今後ですね、その内容の充実を図っていくんだというふうなご答弁だというふうに理解を申し上げたいと思います。

その次にですね、この条例の構成についてご質問をさせていただきます。第4条におきまして町の責務として、カスハラの被害が発生した後、その発生した後の相談体制や保護措置を規定されておって、第5条では、職員の責務として第1項では職員の法令遵守のことが定めてある。また、第2項では、要望に対する誠実対応というこの2つを規定する、これにとどまっておると私は見ております。カスハラ防止において重要なこの対立の環境をですね、未然に防止するというこの観点、その観点がちょっと足りないんじゃないかというふうなことでお尋ねするんですが、例えば職員の対応能力の向上とか、職員の説明責任の徹底など、こういった規定がこの条例には入っておりません。町の責務として、4条で、町職員へのカスタマーハラスメントに対して組織として毅然と対応すると規定することとのバランスのところのお話として、また町民の皆さんにですね、誤解を与えないためにもですね、このカスハラに至らないための事

前の施策、こういったものをこのカスハラ条例に明確に位置づける、このようなお考えはないのでしょうか。

総務課長 カスハラに至らないための事前の施策、カスハラの防止に重要な対立を未然に防止するという観点につきまして、条例上の条文がないのではとのご指摘でございますが、議員のおっしゃいますように、第5条の第1項の町職員の法令遵守、第2項の誠実対応、また第3項では行政サービス利用者の権利の尊重、またカスハラ防止に資する行動などは明示をさせていただいているところでございます。また例示していただきましたような、職員の対応能力の向上、職員の説明責任の徹底は、これらは町職員の基本でございまして、カスハラ防止の視点だけではなく、あらゆる行政サービスにおいて重要であるというふうに考えております。今のところ本条例に盛り込む考えは持っていないところではございますが、カスハラ防止を図ってまいります今後のマニュアル策定の中で明記していく必要はあると考えるところでございます。

8 番 先ほどですね、ご答弁いただきました内容にですね、加えてちょっと次の質問をさせていただきたいんですが、職員をですね、守るという、その観点での質問でございます。

新条例ではですね、2条の定義規定でカスハラを不当要求行為にとどまらず執拗な面会の要求であるとか、長時間の拘束、嫌がらせ、脅迫行為及びこれらに類する行為を含めたものということで、その対策として上げられているのは4条で、組織として毅然と対応する、この規定だけなんです。その対策としてですね、行為者の任意の協力を求める行政指導ですね。そして行政指導を何度も繰り返してもですね、改善されない場合には、行為者に弁明の機会の付与、これは必要なんですが、不利益処分を行うとか、こういった内容がこの条例には含まれていません。先ほどですね、質問させていただいた未然に対立をですね、未然に防止する施策のことを詳しく書くべきじゃないかっていう趣旨もですね、ここにちょっとかかってくるんですけども、こういったところを、町の姿勢をちゃんと明示をして、それに対する対策というのも丁寧に行うんだ、丁寧に行ってもそれに対して改善がされない場合はこうするんだというところをですね、やっぱり定めるといって、そのような考え方ですね。これを実効性を高めるといって意味でですね、この方向性を条例に明確に位置づける、このようなお考えはないんですか。確認させてください。

総務課長 10月1日から施行されます改正法までにですね、東京都で令和7年4月1日から施行されている条例をはじめ、いくつかのところでカスハラの条例、またそれは事業主全体を守っていく条例、それから一部では職員を守っていく条例というのができる中で、先ほど議員が言われましたような、カスハラの行為者に弁明の機会を付与した上で、不利益処分を行うということが条例ですとかまたは規則でうたわれている例というのは、確認をいたしております。

今回の条例につきましては、先ほど町長が答弁申し上げたように、改正法の中で事業主に義務化されたカスハラ対策をマニュアルを中心に行っていくという基本を持つ中で、ただ福崎町としては、核となる部分は条例化また規則にしていこうという姿勢でございまして、そういう関係からこのたびの条例では改正法に入ってきていない、そこまで今ちょっと改正法がいてないので、行為者に弁明の機会を付与するとかそういうところまで条例での位置づけというのは行っていないというのが今回の考え方でございます。ただ、今後の話としてですね、もし位置づける場合、この内容はマニュアルレベルでの位置づけというわけにはいきませんので、今後の状況により必要に応じては条例改正という

ことも視野になってくるというふうに考えております。

- 8 番 今のご答弁ですね、確かにカスハラ対策ということをしてですね、前面に出すということで、まずは福崎町の姿勢として職員はちゃんと守っていくんだという姿勢をちゃんと示す、それから、カスハラというものは許さないんだということをしてまずはこれを条例でもって決めるというご趣旨、それから内容については今後発展の可能性、または改正の可能性も含めてですね、柔軟に対応していくと、あくまでも目的として職員を守る、そして行政を守っていく、この2つを推進するためには、今後のね、改正とかそういったことも含めて考えているんだというふうなご答弁というふうに理解してこれで質問を終わります。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

- 9 番 今回、条例の内容を見させていただいて、目的、定義、基本理念、責務等ですね、どこにでもあるような一般的な内容がしっかり書かれているなというふうに思いました。今後、先ほどの町長の答弁にもありましたように、規則とかマニュアルはこれからということだったんですけれども、マニュアルの中にですね、今後盛り込む予定が考えておられるかどうかについてちょっとお聞きしたいと思います。

例えばですね、今、カスハラが長期間続いた場合のメンタル疾患によってですね、労災の認定が、私の知る限りでも非常に多く、ここ数年増えております。やはりそういった方のカスハラの労災に対する考え方、対応、これは必要かと思われるので、今後マニュアル等に盛り込む予定があるのかということと、あとですね、カスハラは一般的に顧客、利用者からの迷惑行為とかがメインということは分かっているんですけれども、それ以外にですね、例えば上司の不適切な指導によるハラスメントっていうものもですね、ないとは言いきれないと思うんです。福崎町がどうこうじゃなくて、実際にそういった話もよく聞きます。そういったときの未然に防ぐための相談窓口の設置等、そういったことも非常に大ごとになる前に重要なことというふうに思います。

それからもう一点、相談対応者が、去年ですかね、一般質問させてもらったときに、総務課の人事係がするということなんですけれども、その方も結構負担がかかると思うんですね。そういった方の教育ですね、そういったことも含めてしっかりそういうマニュアルに盛り込まれる予定があるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

- 総務課長 3点でございました。まず、今後策定していくマニュアルの中で、職員の精神疾患、労災の対応ということでございますが、実は今は国からのマニュアルのポイントというのは出ていない、8月上旬ということの通知が来ているんですが、今、町としては独自でマニュアルを作成を始めております。その中では、相談の体制窓口という視点ではあるのですが、精神疾患という、そこまでの考え方というのはちょっと持ててないというか、カスハラが生じた場合の職員のメンタルケアという視点での項目というのは、今、定めようとしておるんですけれども、メンタルが不調があった場合、総務課への相談、専門の医療機関、産業医、あと公平委員会なんかも出てくるわけなんです、それらの窓口の整理とか、こういうような内容についてはこちらですとか、そういうようなことを今、分かりやすく示そうというところでございまして、ちょっとその次のステップのところは今のところまだ考えてなかったところでございました。

それから、上司の不適切な動きといいますか、その辺りはカスタマーハラスメントがあって、その判断を誤るというんですかね、そういうようなこともあり得るという中で、このたびは規則で防止対策委員会を設置して、幹部職員全員

による、副町長以下なんですが、全員による組織をつくると、ここは今回の条例で一つうたって規則で制定するというのは大きなポイントだと思っておりますので、その中で今、言われたような内容の実践といいますか、対応についても協議をする場面っていうのは想定されるのかなというふうに思います。

あと３点目、担当の負担が増えるのではないかとということで、実はこのたび４月１日から危機管理係長を総務課に置かせていただく中で、危機管理という視点から、災害対応だけではなく、このような一般のハラスメント、パワハラとかマタハラとかその辺りは人事係で主に対応するんですけども、カスハラという顧客との関係という部分では、危機管理が受け持っているところもあるので、福崎町としてはその部分は危機管理の担当、それからもちろん各幹部職員が精神的な盾になるというかそういう部分っていうのはありますので、その部分も大きな課題だということはあるんですけども、今のところはそれ以外の多くの職員を守っていくという視点でのマニュアルの構成を考えていたところではございました。

- 9 番 ありがとうございます。最初の質問のカスハラによる労災の考え方なんですけれども、メンタル不調に関しては相談も対応するということなんですけど、でも実際は本当に労災認定は結構な数でされてます。なのでやっぱりこれはですね、行く行く必ず考えていかなければいけないことと私は思ってます。労災といえばね、事故とかそういうことをイメージされてますけども、かなりの数がやっぱり最近ここ二、三年増えてますので、その辺りも含めて、今後しっかりと検討していただきたいと思います。

以上です。

- 議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。
ここで会議の途中ですが、しばらく休憩いたします。
会議の再開を１０時４５分といたします。

◇

休憩 午前１０時３０分

再開 午前１０時４５分

◇

- 議 長 会議を再開いたします。

次、議案第５４号、福崎町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第５５号、福崎町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第５６号、福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第５７号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑はありませんか。

9 番 福崎町の第2体育館が耐震化の問題もあって、使用中止ということで報告を受けました。今後のですね、方向性はちょっとどのようにされるか、お伺いします。

社会教育課長 今後の方向性ということでお答えさせていただきます。

今後につきましては、しばらくは倉庫として活用いたしまして、時期は未定となりますが、最終的には取り壊す予定ということとなっております。

9 番 ありがとうございます。今後ですね、そういう公共施設の老朽化に伴って、いろいろと使用中止とかがいっぱい出てくると思います。今、ちょっと今後倉庫としてということと、あと今後また潰すということを知っていて安心したんですけども、放置しておく、やはり2次被害が発生するおそれがありますので、今後いろいろと出てくるこの公共施設の中止に伴っての方向性もまたお示しいただけたらと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

7 番 まずこの第2体育館をこれまで利用してきたのはどういうグループがどれぐらいの回数を利用してきたのか、それがどのように対応されたのかについてまずお聞きをしたいと思います。

社会教育課長 第2体育館の利用につきましては、最終的には1団体が定期的に練習を週1回実施していたということです。その団体の異動先のほうが決定いたしましたので、このたび第2体育館の使用を中止ということとさせていただきます。行き先につきましては、今現在、第1体育館のほうでそちらの同じ枠のほうで練習をしていただいているような状況です。

7 番 無理なくですね、スムーズに移行できたのかどうか、その点はどうなんだろうかね。かなり第2体育館もですね、夕方も含めて利用されていたと思いますのでお聞きをいたします。

社会教育課長 第2体育館の利用につきましては、以前からこちらの第2体育館につきましては、耐震性がないということと、第1体育館に比べまして暗いとかというような環境面もございまして、行く行くは、先ほどお答えしたような形で、閉鎖、取壊しというふうなことで使用をしていってもらった状況です。それで最終的には1団体、定期的に利用していた団体がありましたので、そちらの異動がこのたび決まって、第2体育館の中止というふうな方向になりました。

7 番 それではですね、今後のこの第2体育館の管理の問題についてお聞かせをいただきたいと思います。

避難所等の指定などは当然廃止されるのかどうか等も含めてですね、されたのかということかもしれませんが、避難所の関係と、それから施設そのものが取壊しまで一定期間、年月がかかるとしますので、その間の管理の問題ですね、どのようにされるのかお聞かせをいただきたいと思うんです。過去には使っていなかった講堂等が火災に遭ったようなこともありますし、そういうようなことも含めですね、保険対応とかいろんなことあると思いますが、管理の、存在しておる間の管理の在り方についてお願いをいたします。

総務課長 避難所につきましては、このたびの条例改正により、使用をしないと、一般の使用をしないということでございますので、当然避難所としても外していくということで、ちょっと地域防災計画なんかの手續は要りますけども、その方向で進めてまいります。

企画財政課長 第2体育館の廃止後の管理につきましては、企画財政課のほうで普通財産に移管して、その後、こちらのほうで管理いたします。保険のほうも今も入っていますので、継続して損害保険を掛けていって、何かあったときは対応したいと思

っております。

- 7 番 使ってはないというふうなことであってもですね、ちょうど階段もあって上がると見晴らしもよろしかったりいろいろしますので、もしですね、何かのときに誰かがけがするとか、事故があった場合のその補償等も含めて、この町の該当する保険の対応になるのかどうか等々お聞かせをいただきたいと思います。できるだけ立入り、周りにしないようにですね、といってもですね、限界があると思いますので。

企画財政課長 小林議員おっしゃるとおりでございまして、中は施錠して入れないようにしますが、テラス等は外部から結構入れますので、その辺も含めて適正な管理をしていきたいと思います。

保険についても、町の責めでの瑕疵、損害については総合賠償保険等がございしますので、そういった保険も使っていきたいと思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

- 1 2 番 第2体育館のほうを倉庫として使われるっていう話なんですけど、何の倉庫として使用されるつもりでおられるんですか。

社会教育課長 失礼します。今現在、あちらのほうなんですけども、イベントで使う椅子とか机が置いてあります。主にそういうものを置かせていただきたいと考えております。

- 1 2 番 いずれは取り壊すという形の中で、大体いくら、取壊しに、今の値段でいうたら大体どれぐらいの費用がかかるんか、それは算出されたんでしょうか。

副 町 長 今のところですね、まだそこまでの試算はしておりません。今後ですね、取り壊す方向ということを行いましたので、その辺も研究しながらですね、また財源もね、何かないのか、その辺も見ながら考えていきたいと思っております。

- 1 2 番 神河町のほうもやっぱりそういうようなことがあったらしくてね、取壊しのほうもそういうメニューがあって、何でされたのかちょっと私、分からないんですけども、今年取り壊すというような形で、長いこと課題になって神河町もずっと思ってたみたいで、そういうメニューがあったら、うちもそういうメニューがあったらね、できたらそういう形の中で進めていただきたいと思います。

以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

- 7 番 ただ、確認ですが、土地は福崎町名義になっておるわけですか。

副 町 長 もともと福崎西中学校の敷地ですので、福崎町名義というふうに認識をしておりますが、改めて確認しておきます。

議 長 ほかに質疑はないですか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第58号、福崎町都市計画マスタープランの策定について、質疑はありませんか。

- 3 番 マスタープランの77ページのところなんですけど、77ページの(3)の土地利用促進の考え方というところで、市街化調整区域ではですね、優良農地の保全や自然環境との調和を前提としつつ、産業振興や地域活性化の観点から、柔軟な対応を考えるというふうに記載していただいております。特別指定区域の見直しということで、それもですね、この中の柔軟な対応ということに当てはまるのか教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 この77ページの(3)土地利用促進の考え方につきましては、特別指定区域

でもそうなんです、というふうに工業団地がですね、東西ともいっぱい、また、西部工業団地につきましては拡大についても検討しましたが、なかなかその周辺でも難しいというところで、そうなりますと、山林部以外のところ、平野部となりましたら、農地のところもそういった形に候補先になっていくのかなというふうには思っております。そういった工業団地の、工業団地ではなくそういう工場ですね、そういったところが農地と活用できないかというところも含めて、こういった形で記載をさせていただいておるところです。そのため、産業振興やというふうなところでも文章を記載しているところではございます。

- 3 番 最盛期の人口というんですか、それと令和6年度人口の比較がその上にあるんですけど、人口がですね、非常に減少というんですか、そのパーセントの高いようなところですね、その特別指定区域の見直しということも追加の見直しということもですね、自治会から要望とかありましたら、それは対応というんですか、考えていただけるんでしょうか。

まちづくり課長 各集落からの特別指定区域の範囲を広げたいとかそういったことにつきまして、令和4年度から集落を回っておりまして、今年度ですね、その特別指定区域の範囲の見直しを予定しております。今年度に対応していきたいというふうには考えております。

3 番 よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第59号、令和8年度福崎町一般会計補正予算(第1号)について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第60号、福崎町道路線の廃止及び認定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第61号、工事請負契約について(中学校体育館空調設備整備工事)について、質疑はありませんか。

- 7 番 最近、様々な資材や人件費等々、その他の高騰がありますし、まだイランを含めた世界情勢もどう変化するか分からないという状況の、そんな状況の中での契約でありますけれど、この金額でですね、今年度内の工事ということでもありますからですが、変更の可能性とかですね、追加や工期の変更等という、その心配についてはなしとしてよろしいでしょうか。

学校教育課長 工期の変更につきましては、説明の、議案提案のときにも一言入れさせていただきましてとおり、変圧器の納入状況によりましては、工期が延長される、する可能性はあると今のところ考えております。

副 町 長 このたび、消防署の建築工事につきましても物価スライドということで増額しております。ですので、空調設備のほうにですね、増額がないのかと言われますと、それはなかなか言い切れないと思います。可能性としては上がる可能性のほうが高いかなというふうに思っております。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

次、議案第62号、工事請負契約の変更について（姫路市中播消防署本署建設工事）について、質疑はありませんか。

7 番 この説明書にあります主な上昇単価の①から④までのそれぞれの金額が分かりますでしょうか。

まちづくり課長 ①の公共工事の設計労務単価ではありますが、約5%前後の上昇というところで、ちょっと全体については把握はしておりません。②の鉄筋材料単価でございますが、こちらは約4%の上昇で、材料、作業手間を含めた材工で約1,100万円の増額、③コンクリート材料単価ですが、こちらは約20%上昇しております材料、材工ともで約1,300万円の増額、④型枠の施工単価につきましては、約60%上昇しております材料、材工で約1,900万円の増額でございます。

7 番 これが契約書が提出をされておらないので、契約上の本文が分からないですけど、第26条第6項に基づくインフレ単価スライドというふうになっておりますが、これは物価スライドではなくインフレ対応にされたことですね。インフレ対応と物価対応とでは条件が違いますね、多分。ですから、いわゆる25条と26条の関係で、なぜ26条の対応になっておるのかという、それをお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 今、議員おっしゃいました単品スライドにつきましては、資材の高騰に係る契約変更でございます。今回この議案第62号で上程させていただきますインフレスライドにつきましては、資材と、それと労務の単価も合わせての対応となっております。ここに基準日、令和8年5月1日というふうに書かせてもらってますけども、この5月1日におきましてですね、労務単価が約5%上昇したことによりまして、資材と合わせてインフレスライドという形で増額の変更契約をさせていただくという形になっております。

7 番 今後ですね、どのように変化するか分かりませんが、物価スライドですと、例えば1回変更した後、その一定の、この期間はさらなる変更は利かないというその期間指定がありますね、多分。記憶で物を言っただけなんですけど、標準の契約書の公共工事の標準のものはここに持っておるんですが、多分そうだと思うんですね。インフレになるとそういう条件がですね、なくなるというふうなことになるのではないかなと思うんですが、そうすると、さらなるインフレがあれば、この工事期間中であってもですね、短期間であってもかなり、というかさらなる値上げという方向もインフレ対応にすれば出てくる可能性があるのではないかなと思うんですが、その点どうなんでしょうか。

まちづくり課長 先ほど議員おっしゃいました単品スライドにつきましては1回こっきりですので、1回増額対応するとそれ以上できないということになります。今回対応させていただくインフレスライドにつきましては、1回こっきりではなく、この先、さらなる物価上昇があれば対応可能でございます。ただ工事期間の制約がございまして、残りの工事が2か月以上ある場合という形になりますので、例えば工期ぎりぎりに物価上がったから対応してくれとなった場合には、そういった場合には対応できないというふうな仕組みにはなっております。

7 番 それからですね。もう契約をしてから資材とかですね、様々なものは、大体押さえておくといいますかですね、確保されておくだらうと、その準備を当然契約をすればですね、業者はしておるだらうと思うんですが、それらはですね、それ以降の値上がりであるとはですね、とのそういう関係ですね。それはどんなふうに理解したらよろしいでしょうか。

まちづくり課長　今回発注しました、立建設に確認しましたところですね、今後の工事予定としては、来週の月曜日 6 月 15 日から工事着手となります。11 月までの間につきましては、建物の下の改良でありますとか、盛土になりますして、11 月までは特に資材を使うようなことはございませんので、今のところそういった資材についてはまだ発注をしてないというふうには聞いております。ただ、民生の常任委員会でもございましたが、基準日を 5 月 1 日というふうに定めておりますので、最終の変更契約時にですね、材料の納品書でありますとか出荷証明書、または資材のメーカーとの契約書の写しを提出させまして、5 月 1 日以前にですね、契約してないか、あと 5 月 1 日以前に契約しても、5 月 1 日以降に変更契約してるかとか、そういったところは確かめて最終変更をしていきたいというふうには思っております。

議　長　ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議　長　ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました全ての議案に対する質疑を終結いたします。

日程第 3　討論・採決

議　長　日程第 3 は、討論・採決であります。

この際、お諮りいたします。

議案第 36 号から議案第 52 号、議案第 61 号及び議案第 62 号については、委員会付託を省略し、本会議において、ただいまから即決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議　長　異議なしと認めます。

よって、議案第 36 号から議案第 52 号、議案第 61 号及び議案第 62 号については、本会議において即決することに決定いたしました。

それでは、討論・採決を行います。

議案第 36 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町町税条例の一部を改正する条例）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第 36 号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。（起立全員）

議　長　起立全員であります。

よって、議案第 36 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次、議案第 37 号、専決処分の承認を求めることについて（福崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議　長　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第３７号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３７号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
次、議案第３８号、中播公平委員会委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３８号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３８号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第３９号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第３９号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第３９号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第４０号、福崎町固定資産評価審査委員会委員の選任について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４０号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４０号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第４１号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４１号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４１号については、原案のとおり同意することに決定いたしま

した。

次、議案第４２号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４２号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議

長 起立全員であります。

よって、議案第４２号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第４３号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４３号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議

長 起立全員であります。

よって、議案第４３号について、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第４４号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４４号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議

長 起立全員であります。

よって、議案第４４号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第４５号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４５号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）

議

長 起立全員であります。

よって、議案第４５号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第４６号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第４６号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４６号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第４７号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４７号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４７号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第４８号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４８号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４８号について、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第４９号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第４９号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第４９号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第５０号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第５０号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第５０号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。
次、議案第５１号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第51号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第52号、福崎町農業委員会委員の任命について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第52号について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次、議案第61号、工事請負契約について(中学校体育館空調設備整備工事)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第61号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第62号、工事請負契約の変更について(姫路市中播消防署本署建設工事)について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議

長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議

長 起立全員であります。

よって、議案第62号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 選挙管理委員及び補充員の選挙

議

長 日程第4は、選挙管理委員及び補充員の選挙であります。

選挙管理委員及び補充員については、地方自治法第182条の規定に基づき議

会で選挙することになっており、任期はそれぞれ４年間です。

先般、選挙管理委員会の委員長から令和８年７月１０日をもって選挙管理委員及び補充員の任期が満了する旨の通知がありましたので、本日の会議において選挙を行うものであります。

それでは、これより選挙管理委員の４人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定に基づき、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員に、福崎町東田原１８８３番地５、柳田智宏さん。福崎町大貫２２９９番地、埴岡徹さん。福崎町高岡９２４番地３、内井ひろ子さん。福崎町高岡１２６８番地、中川茂俊さん。以上の４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました柳田智宏さん、埴岡徹さん、内井ひろ子さん、中川茂俊さんが選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員４人の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第１１８条第２項の規定に基づき、指名推選の方法によりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

第１順位、福崎町西田原１８３１番地２、内藤勢一さん。第２順位、福崎町高岡１４５５番地、柴崎佳輝さん。第３順位、福崎町福田８１８番地、小國整子さん。第４順位、福崎町八千種３７３１番地２、中塚文博さん。以上の４名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました第1順位内藤勢一さん、第2順位柴崎佳輝さん、第3順位小國整子さん、第4順位中塚文博さんが選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第5 委員会付託

議

長 日程第5は、委員会付託であります。

議案第53号から議案第60号までをそれぞれの委員会に付託いたします。

議案第53号は、総務文教常任委員会に、第54号から56号は、民生まちづくり常任委員会に、議案第57号は、総務文教常任委員会に、議案第58号は、民生まちづくり常任委員会に、議案第59号は、総務文教常任委員会に、議案第60号は、民生まちづくり常任委員会に、以上のとおり付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会は3件、民生まちづくり常任委員会は5件、以上8件をそれぞれの委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本定例会2日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会3日目は6月18日午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時25分